

公立大学法人滋賀県立大学における安全保障輸出管理規程

平成 27 年 4 月 1 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 162 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学（以下「本学」という。）において、学術研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）を適切に実施するために必要な事項を定め、もって国際的な平和および安全の維持に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「職員等」とは、本学の役員、教職員、その他本学に雇用されるすべての者および公立大学法人滋賀県立大学学則（以下「学則」という。）第 19 条第 1 項に規定する客員教員等をいう。
- (2)「学生等」とは、学部学生、大学院学生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生、研修員、外国人留学生およびその他本学に在学または在籍して修学または研究に従事する者をいう。
- (3)「外為法等」とは、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。以下「外為法」という。）およびこれに基づく政令、省令、通達等をいう。
- (4)「技術の提供」とは、外国における技術の提供もしくは外国に向けて行う技術の提供または非居住者（外為法第 6 条第 1 項第 6 号に規定する非居住者をいう。）への技術の提供もしくは非居住者へ再提供することが明らかな居住者（同第 5 号に規定する居住者をいう。）への技術の提供をいう。
- (5)「貨物の輸出」とは、外国に向けて貨物を送付することまたは外国へ送付されることが明らかな貨物の国内取引をいう。
- (6)「取引」とは、技術の提供または貨物の輸出をいう。
- (7)「リスト規制技術」とは、外国為替令（昭和 55 年政令第 260 号）（以下「外為令」という。）別表の 1 の項から 15 の項までに定める技術をいう。
- (8)「リスト規制貨物」とは、輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号）（以下「輸出令」という。）別表の第 1 の 1 の項から 15 の項までに定める貨物をいう。
- (9)「該非判定」とは、提供しようとする技術または輸出しようとする貨物が、リスト規制技術またはリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- (10)「大量破壊兵器等」とは、核兵器、軍用の化学製剤もしくは細菌製剤もしくはこれらの散布のための装置、またはこれらを運搬することができるロケットもしくは無人航空機をいう。
- (11)「通常兵器」とは、大量破壊兵器等以外の輸出令別表の第 1 の 1 の項に該当する貨物をいう。
- (12)「開発等」とは、開発、製造、使用または貯蔵を行うことをいう。
- (13)「キャッチオール規制」とは、外為令別表の 16 の項に定める技術および輸出令別表の第 1 の 16 の項に定める貨物が、大量破壊兵器等または通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- (14)「取引審査」とは、該非判定の内容のほか、取引の相手先および相手先における用途の内容を踏まえ、本学として当該取引を行うか否かを判断することをいう。
- (15)「部局」とは、公立大学法人滋賀県立大学研究院規則第 2 条および公立大学法人滋賀県立大学事務局規則第 2 条に規定する組織をいう。

(16)「居住者」とは、外国為替法令の解釈及び運用について（蔵国第 4672 号昭和 55 年 11 月 29 日）6-1-5, 6（居住性の判定基準）に従い、居住者として取り扱うこととされる自然人および法人をいう。

(17)「非居住者」とは、居住者以外の自然人および法人をいう。

(18)「特定類型該当者」とは、外国為替および外国貿易法第 25 条第 1 項および外国為替令第 17 条第 2 項の規程に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（4 貿局第 492 号）1（3）サ①から③までに掲げる者（自然人である居住者に限る。）をいう。

（適用範囲）

第 3 条 この規程は、職員等および学生等が本学における教育、研究その他の活動として行うすべての技術の提供および貨物の輸出に適用する。

（基本方針）

第 4 条 本学における輸出管理の基本方針は、次の各号のとおりとする。

(1) 国際的な平和および安全の維持を妨げるおそれがあると判断される取引は行わないこと。

(2) 取引にあたっては、外為法等およびこの規程（この規程により別に定めるものを含む。）を遵守すること。

(3) 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定めるとともに、輸出管理にかかる体制の整備および充実に努めること。

（安全保障輸出管理最高責任者）

第 5 条 本学における輸出管理に係る重要事項の最終決定を行うため、安全保障輸出管理最高責任者（以下「最高責任者」という。）を置き、理事長をもって充てる。

（安全保障輸出管理統括責任者）

第 6 条 最高責任者の命を受け、本学における輸出管理に係る業務を統括するため、安全保障輸出管理統括責任者（以下「輸出管理統括責任者」という。）を置き、研究・評価担当理事をもって充てる。

（部局安全保障輸出管理責任者）

第 7 条 部局における輸出管理に係る業務を管理するため、部局安全保障輸出管理責任者（以下「部局輸出管理責任者」という。）を置き、部局の長をもって充てる。

（事前確認）

第 8 条 職員等は、取引を行おうとするときは、非居住者又は特定類型該当者への該当性および外為法等に基づく要件の有無を事前に確認し、部局輸出管理責任者を経て輸出管理統括責任者の承認を得なければならない。

2 前項の事前確認において、提供しようとする技術または輸出しようとする貨物について、必要となったときは、該非判定を行うものとする。

3 前項の該非判定の結果、非該当となったときは、提供しようとする技術または輸出しようとする貨物の用途および需要者について、キャッチオール規制の観点から大量破壊兵器等および通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを確認するものとする。

4 職員等は、第 1 項の事前確認の結果、輸出管理統括責任者が取引審査の手続きが必要と判断した場

合であって、当該取引を行う場合は、第10条に定める取引審査の手続きを行わなければならない。

5 職員等は、前4項の事前確認の結果、取引審査の手続きが不要となった場合は、当該取引を行うことができる。

(取引審査)

第9条 職員等は、前条第4項の規定により、取引審査の手続きが必要と判断された取引を行うとき、または大量破壊兵器等もしくは通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるものとして経済産業省から許可申請すべき旨の通知を受けた取引を行おうとするときは、取引審査を行い、部局輸出管理責任者を経て輸出管理統括責任者の承認を受けなければならない。

2 教職員は、前項の取引審査により承認が得られた取引について、提供しようとする技術もしくは輸出しようとする貨物の仕様に変更が生じたとき、または提供しようとする技術もしくは輸出しようとする貨物に追加が生じたときは、あらためて前条の事前確認を行うものとする。

(許可申請)

第10条 前条第1項の取引審査について、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が得られた場合に取引を承認する場合、最高責任者は経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

(技術の提供管理)

第11条 職員等は、技術の提供を行う場合、次に掲げる事項を最終確認したうえで、提供を行うものとする。

(1) 第8条から第9条までに定める手続きが完了し、内容に変更または追加がないこと。

(2) 外為法等に基づく許可を受けなければならない取引の場合は、前条による経済産業大臣の許可を取得していること。

(貨物の出荷管理)

第12条 職員等は、貨物の輸出を行う場合、次に掲げる事項を最終確認したうえで、輸出を行うものとする。

(1) 第8条から第9条までに定める手続きが完了し、内容に変更または追加がないこと。

(2) 外為法等に基づく許可を受けなければならない取引の場合は、第11条による経済産業大臣の許可を取得していること。

(3) 出荷される貨物が、出荷書類の内容と同一のものであること。

2 職員等は、貨物の輸出通関にあたり事故が発生したときは、速やかに部局輸出管理責任者に報告するものとする。

3 部局輸出管理責任者は、前項の事故の報告を受けた場合には、事実関係を把握し、輸出管理統括責任者へ報告するとともに、適切な措置を講ずるものとする。

(報告)

第13条 職員等は、外為法等もしくはこの規程に違反する事実またはそのおそれがあることを知ったときは、速やかに部局輸出管理責任者にその旨を通報しなければならない。

2 部局輸出管理責任者は、前項の通報を受けたときは、当該通報の内容を調査し、その結果を輸出管理統括責任者に報告しなければならない。

3 輸出管理統括責任者は、調査の結果、違反の事実が明らかになった場合は、最高責任者にその旨を

報告しなければならない。

- 4 最高責任者は、前項の報告があった場合は、学内の関係部局に必要な措置を指示するとともに、関係行政機関に報告しなければならない。また、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(文書管理)

- 第14条 職員等は、輸出管理にかかる文書、図面および電磁的記録の保存期間は、文書管理細則第35条の規定にかかわらず、原則として技術を提供した日または貨物を輸出した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して、少なくとも7年間は保管しなければならない。

(監査)

- 第15条 輸出管理統括責任者は、関係法令、規程に定められた諸手続が適正に実施されていることを確認するため、定期的に監査を行うものとする。

(教育)

- 第16条 輸出管理統括責任者は、最新の外為法等の周知を行うとともに、外為法等およびこの規程の遵守について理解させ、その確実な実施を図るため、職員等に対し、輸出管理の教育研修を計画的に実施するよう努めるものとする。

(処分等)

- 第17条 職員等が、故意または重大な過失により、外為法等およびこの規程に違反したことが明らかになった場合には、当該職員等は、公立大学法人滋賀県立大学が定める就業規則および公立大学法人滋賀県立大学の懲戒に関する規程等関係規程に基づき懲戒処分等を行うものとする。

(雑則)

- 第18条 この規程に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和4年5月1日から施行する。